

No	書類名	提出要否		提出先	提出方法 (書面での提出の場合は、 代表者印の押印が必要)	提出時期	備考
		必須	該当する 場合				
1	金利スワップ清算受託契約締結届出書	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	原則、清算受託契約締結日前 (遅くとも、通知・公表希望日の3 営業日前)	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、事前に提出が必要。 ・通知・公表の希望日が未定である場合には、確定後、再提出が必要 (通知・公表希望日にJSCCホーム ページ等においてクライアントの制度参加について公表を行う。)。
1-1	金利スワップ清算受託契約書 (写し) ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	Target	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントと締結
1-2	誓約書 ※英語様式でも提出可	○		清算リスク管理部 モニタリンググループ	書面 (※原本を提出)	清算受託契約締結後、遅滞なく	(No.1 の添付書類) ・事後提出可 ・クライアントから差し入れられた「誓約書」を参加者が提出。
2	委託取引口座に係る口座種別届出書	○		OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	クライアントが実際に制度を利用開 始する日の前営業日までに	・クライアント口座のヘッジ・ノンヘッジの別について、事前に届出が必要。
3	バックアップ受託者指定届出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	バックアップ受託者に指定される日 の前営業日までに	・クライアントからバックアップ受託者として指定を受ける場合に提出が必要。 ・バックアップ受託者として指定を受けるにあたり、No.1 の書類の提出が必要 (既提出の場合は除く。)。
4	承継に係る合意に関する報告書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	合意後、遅滞なく	・バックアップ受託者として、クライアントと清算約定等の承継について金利スワップ取引清算業務に関する業務 方法書の取扱い第26条の2第1項に定める合意をした場合 (任意) に提出が必要。 ・事前にJSCCへのドラフトの提出が必要。
5	I R S 清算参加者マスタ情報申告シ ート(本番用)	○		OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・クライアント・クリアリングの取扱いを実際に行う場合に、清算参加者とクライアントの情報を記載して提出が必 要。
6	JSCC Client Clearing Mapping Form		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・クライアントがMarkitWireを利用する場合に提出が必要。 ・クライアントがMarkitWireを新規に利用する場合、JSCC Client Clearing Mapping Form の提出前 に、クライアントとMarkitSERV 社との間で新規登録に係る契約手続を行う必要がある。
7	回線情報申告シート		○	株式会社東京証券 取引所 ITサービ ス部 JPXサービ スデスク	メール	3週間前	・クライアントがWebPortalを直接利用する場合に提出が必要。
8	IRS各種担当部署等届出書 (清算委 託者用)		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	3週間前	・クライアントがWebPortal又はJSCCDirectを直接利用する場合に提出が必要。
9	清算委託者に係る源泉徴収の取扱いに 関する届出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	清算開始前	・提出は、清算委託者が所得税法上の非居住者又は外国人に該当する場合に限る。 ・なお、租税条約に係る届出書等の提出を行う場合には、清算開始前にこれらの届出書も提出すること。
10	クライアント・クリアリング手数料に係る特 別の適用に関する届出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	委託取引口座開設日の前営業日 までに	・クライアント・クリアリング手数料に係る特別の適用を受ける場合に提出が必要。
11	日本銀行の当座預金口座への預金によ る金銭担保保管に関する届出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	委託取引口座開設日の前営業日 までに	・クライアントが、金銭担保の保管について、日本銀行の当座預金口座への預金による方法を希望する場合 に提出が必要。
12	クライアントアディショナルマージン制度 の利用に関する申告書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・クライアントの当初証拠金所要額の引上げの申告があった場合には、申告された割増率により、 当該クライアントの清算約定に係る当初証拠金所要額を引き上げる運用を希望する場合に、当 該受託清算参加者及びクライアントの合意に基づき提出が必要。
13	Netting Synchronization利用申 請シート (本番用)		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・クライアントが、ネットिंग・シンクロナイゼーションの利用を希望する場合に提出が必要。
14	クロスマージン制度利用届出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	利用を開始する日の10営業日 前までに	・クライアントが、クロスマージン制度の利用を希望する場合に提出が必要。
15	損益差金等の授受の申込みに関す る届出書 損益差金等の授受対象となる口座・ 取引に係る申請書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	利用開始日の月末最終営業 日の前営業日までに	・クライアントが変動証拠金の資金決済制度を利用する場合に提出が必要。
16	清算委託者が預託している当初証 拠金に係る利息の取扱いに関する届 出書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	利用を開始する前月の20日ま でに	・受託清算参加者と清算委託者との間であらかじめ合意した方法により利息の額を取り扱う場合 に提出が必要。
17	クライアント取引のTake-upプロセス 省略に係る申告書 (金利スワップ)		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・Swap Execution Facility又はMultilateral Trading Facilityで執行されるクライアント取引 の有価証券等清算取次ぎに係る意思確認プロセス (Take-upプロセス) の省略を希望する場合 に提出が必要。
18	JSCC Direct 利用申請書兼参照 ユニット申請書		○	OTCデリバティブ清 算部 (IRS担当)	Target	1週間前 (5営業日前)	・クライアントがJSCC Directの利用を希望する場合に提出が必要。